

【公布された条例等のあらまし】

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を廃止する等の規則（規則第十六号

）

一 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則は、廃止することとした。

二 次に掲げる規則について、所要の整備を行うこととした。

1 徳島県公有財産取扱規則

2 徳島県職員勤務発明等に関する規則

三 この規則は、公布の日から施行することとした。